

高槻市談合情報対応マニュアル

このマニュアルは、本市が発注する建設工事等に係る入札案件に関して入札談合に関する情報があった場合の具体的な対応等について定め、入札の適正を期し、的確な対応を行うことを目的とする。

1 情報の確認

建設工事等について入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合には、当該情報の提供者の氏名等を確認の上、高槻市入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）の事務局へ通報する。情報提供者が報道機関である場合には、報道活動に支障がない範囲で情報の出所を明らかにするよう要請する。

なお、新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合にも、調査委員会事務局へ報告する。

2 信憑性の審議

調査委員会事務局は、入札談合に関する情報の通報を受けた場合及び新聞等の報道により入札談合に関する情報を把握した場合は、情報の内容の報告書（様式1）にまとめ、調査委員会に報告する。調査委員会は、当該情報の信憑性及び対応手続きについて審議する。

ただし、談合情報と入札（郵便入札又は電子入札にあっては開札）開始との間に時間の余裕がないとき等は、必要に応じて開始期日の延期（時刻変更を含む）を行なうなど、調査委員会委員長の判断により対応を決定する。

3 公正取引委員会等への通報

調査委員会は、信憑性の審議の結果、必要があると認めた場合には、入札談合に関する情報について、公正取引委員会等へ通報を行う。

4 具体的な対応

調査委員会での審議の結果、談合情報に信憑性があると判断した場合には、原則として、次に従い対応する。

(1) 入札執行（郵便入札又は電子入札にあっては開札）前に談合情報を把握した場合

① 入札の執行

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）に対し談合情報があったことを告げずに入札を実施する。入札後、談合情報を入札参加者に公表し、談合情報との一致又はほぼ一致した場合には入札を無効とし、入札の取りやめや再度入札を行うことがあることを告げて開札する。

なお、郵便入札又は電子入札にあっては、入札書の到着期限又は受付締切

予定日時以前においては、入札書の受付を継続し、入札書の到着期限又は受付締切予定日時の経過後、入札参加資格の事前審査が必要な入札にあってはその資格審査の実施後、入札参加者に対し談合情報を受信した旨及び談合情報との一致又はほぼ一致した場合には入札を無効とし、入札の取りやめや再度入札を行うことがあることを通知して開札する。

② 落札予定者が一致し落札予定金額が一致した場合

談合情報のうち落札予定者が一致し落札予定金額が一致した場合は、競争入札心得（電子入札においては電子入札心得）に基づき入札参加者の当該入札を全て無効とし、入札を公正に執行できない場合として入札を取りやめる。

③ 落札予定者が一致し落札予定金額がほぼ一致した場合

落札予定者が一致し落札予定金額がほぼ一致した場合にあっては、競争入札心得（電子入札においては電子入札心得）に基づき、入札参加者の当該入札をすべて無効とし、入札参加者全員に対して事情聴取を行い談合行為の存在に対する確認を行う。

事情聴取は速やかに行うものとし、事務局は聴取結果について事情聴取書（様式2）を作成し、談合行為の確認が得られなかった場合は、すべての入札参加者から誓約書（様式3）を徴取のうえ、調査委員会に諮る。

④ 落札予定者のみが一致した場合

談合情報の落札予定者のみが一致した場合は、落札を保留し、入札参加者全員に対して事情聴取を行い、談合行為の存在に対する確認を行う。

事情聴取は前項に準じて行うものとし、談合行為の確認が得られなかった場合は、すべての入札参加者から誓約書（様式3）を徴取のうえ、調査委員会に諮る。

⑤ 落札予定者や落札予定金額が乖離又は相違した場合

落札予定者や落札予定金額が、談合情報と乖離又は相違した場合においても、落札を保留し、調査委員会に諮る。

(2) 入札執行後に談合情報を把握した場合

入札執行後に談合に関する情報の通報を受けた場合には、上記4-(1)-

④「落札予定者のみが一致した場合」に準じて、入札参加者全員の事情聴取を行い、談合行為の確認が得られなかった場合は、すべての入札者全員から誓約書（様式3又は様式4）を徴取のうえ、調査委員会に諮る。

5 委員会の開催及び審議

事務局は、当初の調査委員会において談合情報の信憑性があると判断したもののすべてについて、調査委員会に諮るものとする。調査委員会は、契約締結前においては、入札の取りやめ又は再度入札実施の否かを、また当該契約予定者と契約するの否かを、契約締結後においては、契約を続行するのか解除するのかを審議し決定する。

- (1) 審議の結果、入札の取りやめ又は契約締結前において契約しないと決定した場合は、競争入札心得（電子入札においては電子入札心得）に基づき、入札を公正に執行できない場合として、入札を取りやめる。
入札を取りやめることとした場合において、再発注する場合は、原則として、指名競争入札の場合は全入札参加者を入れ替えて行うこととし、制限付一般競争入札の場合は入札参加者についてその参加を制限することができることとする。
- (2) 審議の結果、再度入札を実施することとした場合は、無効とした第1回目の最低入札金額以上の入札は無効とするとともに、辞退等により入札参加者が当初の入札参加者の半数に満たなくなったときは入札を取りやめることを条件に付して実施するものとする。
- (3) 審議の結果、契約を行うと決定した場合は、確約書（様式5）を徴取し契約する。

6 公正取引委員会等への通報等

調査委員会事務局は、調査委員会に諮ったもののうち信憑性があるとしたものすべてについて、公正取引委員会等へ通報する。

- (1) 公正取引委員会等への通報等は、市長名において行う。
- (2) 公正取引委員会等への通報等の内容については公正取引委員会等から問い合わせがあることが予想されることから、担当者は提出した資料の範囲内での確な対応ができるよう内容について整理しておく。
- (3) 公正取引委員会の窓口は、公正取引委員会事務局近畿中国四国事務所である。

7 談合情報のない談合疑義案件について

談合情報がない入札において、同種の工事において、開札後の入札金額等に談合に関する疑義が生じた場合、その入札手続きを保留することができる。この場合、所属長（部長または課長）は入札手続きをそのまま継続、若しくは調査に付すかの判断をおこなうものとする。

調査に付すと判断した場合においては、「4 具体的な対応（2）」以下の方法に準じて対応する。

8 その他

(1) 事情聴取の方法等

- ① 事情聴取は、複数の事務局職員で行うこととし、積算内訳書の提出を義務付けている案件についてはより詳細な積算内訳書の提出を求めることができる。必要がある場合には担当課の職員の出席を求める。なお、入札談合に関する情報の対象工事等の発注が、契約検査課以外の課である場合にあっては、当該課の職員の出席を求める。
- ② 事情聴取は、会議室等に1者ずつ呼び出し、聞き取りを行う。なお、共同

企業体への発注の場合は、共同企業体単位での事情聴取を行う。

③ 聴取結果については、事情聴取書を作成する。

(2) 談合情報を把握した以降において、報道機関等から発注者としての対応について説明を求められたときは、原則として事務局が対応する。なお、入札談合に関する情報の対象工事等の発注が、契約検査課以外の課である場合にあっては、当該課長等の出席を求める。

附 則

このマニュアルは、平成13年5月29日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成17年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成20年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成22年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成24年4月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成27年8月1日から施行する。

附 則

このマニュアルは、令和元年5月1日から施行する。